各地方農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

令和3年台風第14号接近等に伴う事前点検及び被災箇所における 応急対策の実施について

台風第 14 号は、東シナ海にあって、16 日にかけてほとんど停滞したのち、北東に進み、17 日には温帯低気圧に変わる見込みであるものの、大雨等が予想されるところである。

ついては、気象情報に十分注意の上、農地・農業用施設等の事前点検、大雨後の被災調査等について、下記に留意して万全の措置を講じられたい。

なお、貴局管内の都府県へ周知するとともに、都府県を通じて関係市町村及びため池 等の施設管理者へ周知されるよう依頼方よろしくお願いする。

記

1 常に気象情報に注意し、大雨が予想される地域においては、農地・農業用施設等 の災害を防止又は被害を軽減するため、身の安全を十分に確保した上で、事前に巡 視及び点検に努めること。

特に、ため池については、災害防止のため貯留水の低水位管理を行うとともに、下流等への被害が予測される場合には、関係集落、消防団等に急報すること。

なお、大雨特別警報が発表された場合には、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領について」(平成30年7月2日付け30農振第1228号防災課長通知)に基づき、緊急点検等の実施体制を確立し、解除後、身の安全確保に最大限注意を払いつつ、速やかに実施すること。

- 2 大規模災害が発生した際には、「大規模災害時におけるダム・ため池等被災情報の緊急連絡について」(平成 29 年 10 月 27 日付け事務連絡)に基づき、迅速かつ確実に農村振興局防災課防災・減災対策室及び災害対策室まで報告を行うこと。
- 3 農地・農業用施設等の被害に関する初期情報収集、被災調査及び応急対策、災害 復旧等の技術支援が必要な場合には、MAFF-SATによる緊急派遣調査を実施 する等、早期復旧に向けた支援を行うこと。
- 4 被災を受けた農地・農業用施設等の二次災害を防止するため、緊急に対策を要する箇所については、災害復旧事業の査定前着工(応急仮工事、応急本工事)を積極的に活用するなど、万全の措置を講ずること。